

令和4年 5月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和4年5月20日 午後2時 日光市役所東庁舎 第3・4会議室

出席農業委員 11名  
1番 川村耕一 2番 手塚幸子 3番 高橋和子 4番 福田絹江  
5番 斎藤敏夫 6番 加藤英利 7番 神山隆治 8番 増 洸 勝  
9番 高橋久美子 10番 小池毅 11番 渡邊悦子

欠席農業委員 なし

出席推進委員 20名  
12番 柏木武 13番 福田富美男 14番 大島一比古 15番 富田順子  
16番 福田正明 17番 神山守 18番 村上隆 19番 酒主学  
20番 星野由起夫 21番 西巻光次 22番 福田浩一 23番 柴田洋一  
24番 吉原浩之 25番 福田重勝 26番 福田隆夫 27番 大島昭吾  
28番 阿久津文枝 29番 大貫宣秀 30番 佐藤修一 31番 小倉政一

欠席推進委員 なし

傍聴人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第12号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第13号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第14号 農地法第18条（通知）について
- 第6 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更について
- 第8 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第9 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について
- 第10 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第11 議案第34号 非農地証明願について
- 第12 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第13 議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第14 議案第37号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

河合誠一事務局長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、日光市農業委員会総会規則第5条第5項の規定により、会長を議長として会議を進めて

まいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。また、推進委員につきましては20名中20名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田 絹江 議長

ただ今から、令和4年5月 日光市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の議事日程につきまして、河合事務局長に朗読させます。

河合 誠一 事務局長

( 議事日程を朗読 )

福田 絹江 議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思っております。5番斎藤敏夫委員、6番加藤英利委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

福田 絹江 議長

つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」との声あり )

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田 絹江 議長

日程第3、報告第9号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 川村光代主任挙手 )

はい、川村主任お願いします。

川村 光代 主任

報告第12号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明します。議案書は1ページをお開きください。先月の4条申請は1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。申請人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和4年4月21日。許可日および指令番号につきましては、令和4年4月21日、日農委指令第4—1号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田 絹江 議長

報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

よろしいですか。

( 「はい。」との声あり )

それでは次に移ります。

福田 絹江 議長

日程第4、報告第13号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 川村光代主任挙手 )

はい、川村主任お願いします。

川村 光代 主任

報告第13号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明します。議案書は2ページをお開きください。先月の5条申請は5件ございました。許可書につきましても5件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和4年4月21日。なお、1番

については3千平方メートル以上の案件ということで、4月28日に栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、特に質問等もなく、許可相当との意見をいただいております。また、2番につきましては公図と現況が違っているということで、確認書を提出していただいた日を許可日とするということでございました。許可日および指令番号につきましては、1番が令和4年4月28日、日農委指令第5-5号、2番が令和4年4月25日、日農委指令第5-4号、3番から5番が令和4年4月21日、日農委指令第5-1号から3号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田絹江議長

報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。  
(「なし。」との声あり)  
よろしいですか。  
(「はい。」との声あり)  
それでは次に移ります。

福田絹江議長

日程第5、報告第14号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

鯉沼慶主査

はい、鯉沼主査。

報告第14号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。総会資料は、4ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸し人・借り人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は2件で、申請番号1番が農業委員会扱いの利用権の解約、申請番号2番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

福田絹江議長

これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

ないようですので次に移ります。

福田絹江議長

日程第6、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、鳥獣害対策部会が担当しております。増渚部会長から全体の説明をお願いします。

(増渚勝農業委員挙手)

増渚勝農業委員

はい、増渚部会長。

今回の現地調査は5月18日に、鳥獣害対策部会が2班体制で行いました。概要についてご説明します。農地法3条の申請が4件、4条申請が2件、5条申請が5件、非農地証明願が2件、合計13件です。続いて班編成と報告する委員を説明します。1班が佐藤修一委員、柴田洋一委員、私、増渚、事務局から河合事務局長、川村主任になります。2班は、神山隆治副部会長、大貫宣秀委員、阿久津文枝委員、福田会長、事務局から福田係長と柳澤副主幹になります。報告する委員ですが、農地法第3条の1番については、佐藤修一委員、2番を大貫宣秀委員、3番を佐藤修一委員、4番を阿久津文枝委員、第4条の1番、2番を柴田洋一委員、第5条の1番は大貫委員、2番、3番を佐藤修一委員、4番を神山隆治委員、5番を柴田洋一委員、非農地証明願の1番を神山隆治委員、2番阿久津委員がご説明しますのでご審議の程よろしく願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、番号1番について担当委員の報告を求

めます。

( 佐藤修一推進委員挙手 )

はい、佐藤委員。

佐藤修一推進委員

私は、総会資料5ページ、議案第29号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市湯西川地内における贈与を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は、日光市湯西川地内、湯西川地区センターから南西へ約450メートルに位置した場所です。湯西川地区センターから北東へ100メートルほど進み右折し、道なりに650メートルほど進んだ付近に申請地が点在しています。申請地は4筆で、登記簿地目、現況ともに畑となっております。サルやシカなどが入らないように2メートルぐらいの電柵が設置されておりました。管理状態はきちんと管理されておりました。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、季節の野菜等を作付けしております。農地取得後も野菜の栽培を行う予定です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増渕部会長から報告をお願いします。

( 増渕勝農業委員挙手 )

はい、増渕部会長。

増渕勝農業委員

きれいに管理されておりました。親子間の贈与ということで何ら問題がないと考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

意見もないようですので採決してよろしいでしょうか。

( 「はい。」との声あり )

それでは、質疑を集結し採決を行います。番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

( 大貫宣秀推進委員挙手 )

はい、大貫委員。

大貫宣秀推進委員

私は、総会資料5ページ、議案第29号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市沓掛地内における使用貸借を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は、日光市沓掛地内、塩野室地区センターから南東へ約700メートルに位置した場所です。塩野室支所から南に約250メートル進み右折、西へ約200メートル進み左折、南に約300メートル進み左折して300メートルほど進んだ右手とその付近に申請地があります。申請地は3筆で、登記簿地目は田、現況は畑となっておりました。農地取得後は親子2人で里芋、ぶどうの作付けをする予定で、使用貸借の期間が10年間で設定されています。写真ですが、●番●には、里芋の本葉が一枚から二枚出始まったという状況でした。また●番●にはハウス内に1.5メートルから1.8メートルのブドウの苗木が何本か植えられておりました。以上の事から農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について

部会長から報告願います。  
( 増渕勝農業委員挙手 )  
はい、増渕部会長。

増渕勝農業委員 親子間の使用貸借になります。写真を見てわかるように適切に管理がしてありましたので、部会では何ら問題ないとの見解です。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。  
( 加藤英利農業委員挙手 )  
はい、加藤委員。

加藤英利農業委員 参考までに、この方は新規就農ですか。親子でやっていて独立するということですか。  
(柳澤裕紀副主幹挙手)  
はい、柳澤副主幹

福田絹江議長 新規就農で、お父さんから土地を貸借し継承して親子でいっしょにやっていますということですか。  
柳澤裕紀副主幹 他になにかございましたらお受けいたします。  
福田絹江議長 ( 「なし。」との声あり )  
質問がないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号2番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
( 挙手全員 )  
挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。  
( 佐藤修一推進委員挙手 )  
はい、佐藤委員。

佐藤修一推進委員 私は、総会資料6ページ、議案第29号の3番を担当しました。本申請は、日光市栗原地内における贈与による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は、栗原地内、栗原交差点から西へ約500メートルに位置した場所です。栗原交差点から西へ500メートル進み右折して90メートル進んだ左手に申請地があります。申請地は1筆で、登記簿地目は田、現況は畑となっております。譲渡人はこちらの土地と交換して住宅を建て、ここから出入りをするという事です。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稲、梅を作付けしております。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当と考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増渕部会長から報告をお願いします。  
( 増渕勝農業委員挙手 )  
はい、増渕部会長。

増渕勝農業委員 贈与になります。5条申請の2番、3番と関連してまして住宅を建てるということで、住宅への出入りのための土地との交換になります。部会では何ら問題ないと考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。  
( 「なし。」との声あり )  
意見もないようですので採決してよろしいでしょうか。  
( 「はい。」との声あり )

それでは、質疑を集結し採決を行います。番号3番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号3番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

( 阿久津文枝推進委員挙手 )

はい、阿久津委員。

阿久津文枝推進委員

私は、総会資料6ページ、議案第29号の4番を担当しました。本申請は、日光市猪倉地内における交換を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は、猪倉地内、猪倉交差点から南西へ約1600メートルに位置した場所です。猪倉交差点から西に約1600メートル、左折して南に600メートルほど進んだ先の右手に申請地があります。申請地は1筆で、登記簿地目・現況ともに田となっております。譲渡人はこの辺の山と交換をしてサカキを植えるとのこと。今回の申請地は譲受人宅の近くにあり、農地取得後は水稻の作付けを行う予定です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当と考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増渚部会長から報告をお願いします。

( 増渚勝農業委員挙手 )

はい、増渚部会長。

増渚勝農業委員

譲渡人の田と譲受人の山林を交換し、譲渡人は山林でサカキを作るということです。部会では何ら問題はないと考えますのでご審議の程宜しく願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 小池毅農業委員挙手 )

はい、小池委員。

小池毅農業委員

今まで誰が耕作していたのですか。

( 福田浩一推進委員挙手 )

はい、福田委員。

福田絹江議長

福田浩一推進委員

耕作者は第三者だと思います。今年一年はダイズを作り、来年から田になるようです。

( 柳澤裕紀副主幹挙手 )

はい、柳澤副主幹。

福田絹江議長

柳澤裕紀副主幹

農地台帳上は利用権の設定はありません。所有者が耕作していることになってます。

( 加藤英利農業委員挙手 )

はい、加藤委員。

福田絹江農業委員

加藤英利農業委員

参考までに山はどの位の面積ですか。

( 柳澤裕紀副主幹挙手 )

はい、柳澤副主幹。

福田絹江議長

柳澤裕紀副主幹

申請書には交換する土地についての記載はありませんので事務局では把握しておりません。

福田絹江議長

当事者同士で納得のうえでの交換ということですね。他にご質問等はございませんか。

( 「なし。」との声あり )

採決してよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは、質疑を集結し採決を行います。番号4番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第7、議案第30号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題とし、番号1番について事務局の報告を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

議案書7ページをお開き下さい。議案第30号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。1番と2番につきましては、同じ町谷地内で一体としてやっていますので、併せて説明させていただきます。当案件は日光市町谷地内におきまして、農地改良を目的として令和2年11月20日及び11月27日に一時転用許可を受けた案件です。申請理由ですが、農地改良後は申請地への進入路について公衆用道路からの進入を計画しておりましたが、公衆用道路が急勾配のため農機具の進入は困難であり、事故の恐れがあると判断し、隣接する申請人所有の宅地から進入することとし、追加盛土造成を要するため、一時転用の期間を令和4年12月30日まで延長したく、今回申請に至りました。以上です。

福田絹江議長

説明が終わりました。何かご質問等がございましたらお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

小池毅農業委員

盛土はどのくらいでしょうか。

(川村光代主任挙手)

福田絹江議長

はい、川村主任。

川村光代主任

当初の計画では、4.5メートルから5メートルの予定でしたが、プラス約1メートルとのことでした。

小池毅農業委員

現地を見ている方はいないでしょうか。

(大貫宣秀推進委員挙手)

福田絹江議長

はい、大貫委員。

大貫宣秀推進委員

私の担当地区ですので回っております。申請地は砂利採取をした所で公衆用道路が低くなっているものですから、●●さんの自宅の方から進入路を造った方が確かに安全だと思います。土砂の流出とかその辺は安全を期して許可をいただいていると思いますので、様子を見ている次第です。

福田絹江議長

他にご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番、2番について、原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番、2番は原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

日程第8、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(柴田洋一推進委員挙手)

はい、柴田委員。



柴田洋一推進委員

私は、議案書8ページの議案第31号の1番を担当いたしました。申請人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は日光市柄倉地内におきまして、専用住宅を目的として転用する案件です。位置図による説明です。栗原交差点から北西1.6キロメートルに位置します。案内図です。栗原交差点から小佐越方面へ800メートル進み、左折して900メートル進んだ所を右折して140メートルの所に申請地があります。2筆とも登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は東側が畑、西側は山林、南側は畑、北側は宅地です。現地には行政書士、測量士、申請人が立ち会いました。申請人は現在妻と次女の3人で申請地に隣接する土地に住んでおります。現在の家は古い建物をリフォームしてその後増築しました。老朽化が進み特に水回りがひどく、また、近いうちに長女が戻ってくるため今回の申請となりました。敷地内に二階建て住宅を建築する計画です。給水は公共の上水道を利用します。汚水・雑排水については合併浄化槽の処理水を宅内処理装置で処理します。雨水は雨水浸透枳にて、敷地内処理します。既存宅地と別体の取扱いとするため高さ1.2メートルのフェンスを設置します。この部分は一段低くなっていますので盛土をするということです。これは日光市都市計画課と協議済みとのことです。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしく願います。

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。  
(増淵勝農業委員挙手)

福田絹江議長  
増淵勝農業委員

はい、増淵部会長。

ご覧のとおり砂利が敷いてありましたので始末書が添付されています。部会では何ら問題ないと考えますのでご審議の程よろしく願います。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号2番について担当委員の報告を求めます。

(柴田洋一推進委員挙手)

はい、柴田委員。

柴田洋一推進委員

私は、議案書8ページの議案第31号の2番を担当いたしました。申請人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は日光市柄倉地内におきまして、住宅敷地を目的として転用する案件です。位置図、案内図につきましては1番の案件と同じですので省略させていただきます。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は東側が道路、西側が山林、南側が畑、北側は宅地です。今回の申請地は以前より宅地の一部として使用していたため是正のため今回の申請に至りました。なお、始末書が添付されております。計画では敷地内砂利敷とし、●●番●の土地と一体で宅地として利用します。別棟には申請人の母親が住んでおります。雨水は敷地内浸透といたします。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしく願います。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。  
(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員  
福田絹江議長

部会では問題ないとの統一見解です。ご審議の程よろしく願います。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは鳥獣害対策部会



以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。  
(加藤英利農業委員挙手)  
はい、加藤委員。  
加藤英利農業委員 写真に写っている建物に住んでいる人が、新築するのですか。  
(川村光代主任挙手)  
福田絹江議長 はい、川村主任。  
川村光代主任 写真の白い建物には申請人のお母さんが住んでいます。申請人は別の建物に住んでいます。  
福田絹江議長 ほかにご質問等がありましたらお受けいたします。  
(「なし。」との声あり)  
ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号2番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
(挙手全員)  
挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長 日程第9、議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題とし、番号1番について事務局の報告を求めます。  
(川村光代主任挙手)  
はい、川村主任。  
川村光代主任 議案書9ページをお開き下さい。議案第32号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。当案件は公衆浴場の建築を目的として平成10年1月28日付けで転用許可を受けまして、所有権移転登記まで済ませておりますが、当時の譲受人が資金不足により建築は行わず、地目が田のまま現在に至っております。今回、承継者が申請地を譲り受けて貸社員寮を建築したく事業計画変更申請がありましたので、承継者及び転用目的の変更をするものであります。なお、事業計画変更後の5条許可申請が、議案書11ページの5番にございますのでよろしくお願いいたします。

福田絹江議長 説明が終わりました。何かご質問等がございましたらお受けいたします。  
(小池毅委員挙手)  
はい、小池委員。  
小池毅農業委員 資料の登記簿地目、現況地目が11ページ5番と違っていますが。  
(川村光代主任挙手)  
福田絹江議長 はい、川村主任。  
川村光代主任 農地台帳上は登記簿地目、現況地目は「田」です。申請書が間違っていて記載しており、申請書のまま記載してしまいました。  
小池毅農業委員 面積が違うのは。  
川村光代主任 許可後分筆をしておりますので、面積が変わっています。  
福田絹江議長 ほかに質問等はございませんか。  
(「なし。」との声あり)  
ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番については、原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
(挙手全員)  
挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長 日程第10、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。  
(大貫宣秀推進委員挙手)

大貫宣秀推進委員

はい、大貫推進委員。

私は、議案書10ページの1番を担当いたしました。貸し人、借り人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は日光市大沢町地内におきまして、使用貸借による営農型太陽光発電設備を目的として転用する案件です。位置図による説明です。大沢地区センターから南1キロメートルに位置します。案内図による説明です。国道119号線大沢交差点から南東へ400メートル進み、信号を右折して400メートル進み、右折して100メートルのところに申請地があります。公図による説明です。3筆とも登記簿地目、現況ともに田です。作付けはしておりません。周囲の状況は、東側は田、西側は水路がありまして水路を挟んで田、南側が青地と水路、北側には水路が回ってまして水路の両隣りは田です。土地利用計画図です。申請地を営農型太陽光発電と農作物の作付けを併用する計画です。現地には申請代理人が立ち会い、ピンクのテープで印がついていました。高さ3メートルのソーラーパネルを設置する計画です。申請地は所有者が営農型発電設備の下部において小麦を作付けする計画です。遮光率は33.3%です。作物の収量は80%以上をクリアするように計画をしているそうです。譲受人と譲渡人は夫婦だそうです。譲受人の会社は平成10年に資本金300万円で設立し、自己資金で賄うそうです。申請地は以前に3条申請が上がった場所にあたります。パネルの設置計画ですが、こちらから重機を敷地内に入れ、手作業でパネルを設置します。こちらに水路があり、調査の時点では権利者がわからないということでしたので、この後事務局から説明があると思います。写真ですが、こちらが市道、こちらに認定外道路があり、この下に水路があります。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

福田絹江議長

それでは現地調査後の検討・協議の結果について増渚部会長から報告願います。

(増渚勝農業委員挙手)

増渚勝農業委員

はい、増渚部会長。

境界の確認をして、雨水は敷地内浸透処理ということで、営農型太陽光発電については何ら問題はないと思いますが、今後地元の委員さんに見ていただくようなという感じはしています。ただ乗り入れのことで問題がありましたので事務局に説明をしていただけるとありがたいと思います。営農型太陽光発電については問題ないとの部会での見解です。よろしく申し上げます。

福田絹江議長

それでは乗り入れ口についての補足説明を事務局お願いいたします。

(福田貴子主幹挙手)

福田貴子主幹

はい、福田主幹。

先日の現地調査の時に問題となった点が2点ありまして、一つ目は申請地の搬入口の手前に原野がありまして、その原野がだれの所有かわからないということでしたので確認した方がいいのではないかなということになりました。翌日申請代理人に確認しましたところ、手前は赤道になっていまして、原野の方の他人の土地には入らずに赤道を通過して入るということでした。もう一点は、搬入口の所に水路がありまして、水路をまたぐということで、懸念されたのですが、その水路は市で管理しているということがわかりまして、本日申請代理人が市の維持管理課へ届けを出す予定で進めているということを確認いたしました。以上です。

福田絹江議長

ただ今の事務局の説明のとおり、現地調査の時に疑問が残った点があったのですが、事務局で申請代理人に確認をしまして、問題なく進めていくという確約をとったということです。なにかご質問等はございませんか。

(大島一比古推進委員挙手)

はい、大島委員。

大島一比古推進委員

赤道の幅員はどのくらいなのでしょう。

(河合誠一事務局長挙手)

はい、河合事務局長。

河合誠一事務局長

幅員までは把握しておりません。認定外道路が出来上がっている状態で、その幅員の範囲内での施工を考えており隣りの原野に踏み入れて迷惑はかけないという回答でした。

(小池毅農業委員挙手)

福田絹江議長  
小池毅農業委員

はい、小池委員。

譲受人の会社は農地所有適格法人ですか。

(川村光代主任挙手)

福田絹江議長  
川村光代主任

はい、川村主任。

下で農地を耕作するのは所有者本人です。譲受人である会社は太陽光発電の方を行うということです。今回は太陽光発電の基礎の柱の部分だけ一時転用し3年間使用貸借するという申請です。

(川村耕一農業委員挙手)

福田絹江議長  
川村耕一農業委員  
川村光代主任

はい、川村委員。

この所有者は機械を持っているのですか。

営農計画書ではトラクターを一台、田植え機一台となっています。

(高橋久美子農業委員挙手)

福田絹江議長  
高橋久美子農業委員

はい、高橋委員。

前にこちらを見させていただいた時に●●さんは水稻か野菜を作付けするということだったのですが、今作付けされていないようです。これはお願いになります、小麦をきちんと作ってほしいと思います。

福田絹江議長

書類上は適切にそろっていますので、計画通りに進めていただくということで、担当の委員さん、よく確認をお願いします。ほかにご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(佐藤修一推進委員挙手)

はい、佐藤委員。

佐藤修一推進委員

私は、議案書10ページの議案第33号の2番を担当いたしました。申請人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は日光市栗原地内におきまして、贈与により一般住宅を目的として転用する案件です。3条の申請で説明しました通り、栗原交差点から西480メートルに位置します。案内図による説明です。栗原交差点から西へ500メートル進み右折して90メートル進んだ左手に申請地があります。3筆とも登記簿地目は田、現況は畑です。周囲の状況は東側が道路、西側が宅地、南側も宅地、北側が田です。申請人は現在妻と2人で東京で暮らしていますが、帰郷し地元で永住するため、今般父の申請地を譲り受け住宅を建築し、一般住宅敷地として利用したく申請するものです。現地には譲渡人と、行政書士が立ち会いました。ポールが立っている所に杭打ちがしてありました。給水は公共の上水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、宅内浸透処理します。雨水は敷地内浸透とします。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

福田絹江議長 ありがとうございます。現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(増渚勝農業委員挙手)

はい、増渚部会長。

増渚勝農業委員 親の土地を譲り受け、また3条申請で交換した土地を使って住宅を建てるといことです。部会では何ら問題ないとの見解です。ご審議の程よろしく願います。

福田絹江議長 ありがとうございます。報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました番号2番について鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見、ご質問をお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(佐藤修一推進委員挙手)

はい、佐藤委員。

佐藤修一推進委員 3番につきましては、2番と関連し、道路からの進入路として一体利用するものです。こちらの場所になります。周囲に及ぼす影響はないと思われまので、ご審議の程よろしく願います。

ありがとうございます。現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(増渚勝農業委員挙手)

はい、増渚部会長。

福田絹江議長 水路ですが、市で所有しているものです。電柱は移転していただくといことです。部会では問題ないと考えますのでご審議の程よろしく願います。

増渚勝農業委員

福田絹江議長 ありがとうございます。報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号3番について鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見、ご質問をお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号3番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(神山隆治農業委員挙手)

はい、神山委員。

神山隆治農業委員 私は、総会資料10ページ、4番を担当いたしました。本申請は日光市塩野室町地内におきまして、売買による資材置場を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申出地等は申請のとおりです。位置図による説明です。塩野室町萱野の交差点から南東300メートルに位置します。案内図です。塩野室町萱野の交差点から東へ380メートル進み、右折して120メートル入った所に申請地があります。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は東側が休耕地になっていますが畑、西側及び南側が道路、北側が譲渡人の宅地と畑

です。土地利用計画図です。申請地に約15台分の車両置き場とタイヤ等の部品置場を設け中央部は作業スペースと車両旋回広場として利用する計画です。出入口は西側の道路を利用するということです。今般申請地を買い受け、資材置場として利用したく申請するものです。西側にコンクリートの土留めが申請地に掛かって作られておりますが、今回壊すということでしたので、始末書は提出していただいております。給排水はありません。雨水は敷地内砂利敷とし、敷地内浸透といたします。譲受人は塩谷町大字佐貫に本店を置き、自動車・オートバイの新車・中古車の販売等を主な業務とする令和3年7月に設立された資本金300万円の会社です。総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は自動車修理の取引先の会社の隣接地であるということです。こちらに譲渡人の居宅があります。これが南側の道路です。こちらに取引先の会社の車がおいてありました。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

それでは現地調査後の検討・協議の結果について増渚部会長から報告願います。

(増渚勝農業委員挙手)

はい、増渚部会長。

増渚勝農業委員

写真のこのコンクリート擁壁は取り壊すということで始末書は提出されておられません。部会では許可相当と考えますのでご審議の程よろしくお願いたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました番号4番について鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見、ご質問をお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

コンクリート擁壁はどうして取り壊すのですか。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

福田 絹江 議長

ここを出入口にするため擁壁は全部取り壊すということです。

川村光代主任

この会社は自動車の販売を行っているということですか。

加藤英利農業委員

自動車の販売、修理をやっていて、一般車というよりは特殊車両を主に扱っているようです。

神山隆治農業委員

事務所はないのですか。

加藤英利農業委員

こちらに取引先の事務所があります。

神山隆治農業委員

ほかにご質問等はございませんか。

福田 絹江 議長

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号4番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

(柴田洋一推進委員挙手)

はい、柴田委員。

柴田洋一推進委員

私は議案書11ページ、議案第33号の5番を担当いたしました。本申請は日光市鬼怒川温泉大原地内におきまして、売買により貸社員寮を目的として転用する案件です。譲渡人・譲受人及び申請地等は資料のとおりです。位置による説明です。東武鉄道小佐越駅から西70メートルに位置します。案内図です。

東武鉄道小佐越駅から212号線を鬼怒川温泉方面へ60メートルほど進み最初の信号を左折し、踏切を渡り左折して50メートルのところのT字路を右折して70メートルのところ申請地があります。登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は東側が山林、西側は宅地、南側は道路、北側は雑種地です。現地には●●の方と宅地建物コンサルタントの方2名が立ち会いました。土地利用計画図です。申請人が今年の12月にホテルを新装オープンするにあたり、従業員が増えることから近隣の土地を買い受け、貸社員寮として利用する計画です。申請地に二階建て住宅と駐車スペースを設ける計画です。杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理します。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われしますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

福田絹江議長

ありがとうございました。現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願ひます。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

9ページの議案第32号の事業計画申請で審議した案件になりますが、前回の転用許可により砂利を敷いてしまったということです。部会では何ら問題ないと考えましたでご審議の程よろしくお願ひします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号5番について鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見、ご質問をお受けいたします。

(手塚幸子農業委員挙手)

はい、手塚委員。

手塚幸子農業委員

電柱の横の線は移動するのでしょうか。

(河合誠一事務局長挙手)

河合誠一事務局長

現場ではそこまで確認はしませんでした。電柱が倒れないように引っ張っている線ですが、土地の利用に支障がない所に引き直すのが通常だと思います。このままの状態ということはないと思います。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

福田絹江議長

小池毅農業委員

分筆して残った農地はどうなるのでしょうか。

川村光代主任

立会人の方に確認したところ、原野と一体として転用するということです。

小池毅農業委員

資料の9ページで、4畝残った農地は。

福田絹江議長

確かに残ってしまいますね。それについてはこれから申請が出されるかもしれませんが、今回申請が出された部分について審議をお願いしたいと思ひます。ほかにご質問等はございせんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号5番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

ここで暫時休憩いたします。

(午後4時22分～4時30分 休憩)

福田絹江議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福田絹江議長

日程第11、議案第34号「非農地証明願ひについて」を議題といたします。



番号1番について担当委員の報告を求めます。

( 神山隆治農業委員挙手 )

はい、神山委員。

神山隆治農業委員

私は、総会資料は12ページ、議案第34号の1番を担当しました。本申請は、日光市塩野室町地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。位置図による説明です。願出地は、塩野室町地内、今市氏家線沿いのコンビニエンスストアから東へ約200メートルに位置した場所です。案内図による説明です。塩野室町のコンビニエンスストアから東へ100メートルほど進んだ左手に願出地があります。登記簿地目は田です。2筆で登記簿地目は畑、現況は宅地です。現地には願出人と姉が立ち会いました。周囲の状況は、東側、西側は田、南側は宅地、北側は水路の先が山林です。願出地は、昭和52年に居宅が建築されて以降、宅地として利用され45年経過しています。平成12年撮影の空中写真がございます。写真です。願出人の居宅の裏側になります。草木が刈られてきれいになっています。これは道路の方から見た写真です。願出人はこちらの居宅に一人で住んでおり、耕作する予定はないということで、ゆくゆくは申請地と居宅を併せての売買等を視野に入れていると話していました。以上のことから証明することに問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告を願います。

( 増淵勝農業委員挙手 )

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

平成12年の空中写真がありますとおり、居宅として利用し、部会として問題はないと考えましたのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 加藤英利農業委員挙手 )

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

売買も視野に入れているということですが申請人はおいくつぐらいの方ですか。

柳澤裕紀副主幹

50代ということです。

加藤英利農業委員

宅地の一部として使っているようには見えませんが。

福田絹江議長

お姉さんの話ですと記憶では畑としては利用したことはなかったということです。

神山隆治農業委員

全体的に見て畑として利用するのは困難だと思います。

福田絹江議長

ほかにご質問等はございませんか。

( 「なし。」との声あり )

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

( 阿久津文枝推進委員挙手 )

はい、阿久津委員。

阿久津文枝推進委員

私は議案第34号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市平ヶ崎地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。位置図による説明です。願出地は、平ヶ崎交差点から北西へ



約180メートルに位置した場所です。案内図による説明です。平ヶ崎交差点から北西に180メートルほど進んだ右手が願出地です。公図による説明です。4筆で登記簿地目は畑、現況は宅地です。周囲の状況は、東側は宅地・道路、西側は畑、南側は道路、北側は願出人の宅地です。平成7年撮影の空中写真が添付されており、20年以上経過しております。現地には願出人と行政書士が立ち会い、ポールを立ててありました。願出地は、昭和63年11月に倉庫が建築され、宅地として利用され現在に至っております。なお、現在倉庫は取り壊され、基礎だけ残った状態になっております。今後は娘さんが家を建てる予定で引き続き宅地として利用するとのことですので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

写真が見つらいのですが基礎が残っているものですから部会として問題はないという統一見解です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員

3枚目の写真見せてください。道路の中に入っていますよね。

(大貫宣秀推進委員挙手)

大貫宣秀推進委員

はい、大貫委員。

市に立ち会ってもらって境界の確認をしたということで問題はないと思います。

(河合誠一事務局長挙手)

福田絹江議長

はい、河合事務局長。

河合誠一事務局長

土地利用計画図に赤道がありますが、この部分は赤道を拡幅したのではなく、●●さん宅の屋敷道となっています。

加藤英利農業委員

●●さんが自分で舗装したということですか。

河合誠一事務局長

そうです。

福田絹江議長

ほかにご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

日程第12、議案第35号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

鯉沼慶主査

はい、鯉沼主査。

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議をお願いするものです。今月は、所有権移転と利用権設定の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は13ページとなります。今月の件数は2件で、面積合計は3筆で1

万1千264平方メートルとなります。譲渡人、譲受人の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は14ページとなります。件数は2件、面積合計は2筆で1千957平方メートルとなります。内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、新規が2件となっております。設定をする者（貸し人）、設定を受ける者（借り人）の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

説明が終わりました。ご質問はございますか。

（福田重勝推進委員挙手）

はい、福田委員挙手。

福田重勝推進委員  
鯉沼慶主査

県農業振興公社が入ると、旧所有者にはどのようなメリットがあるのですか。

3条の売買と比べて税制上の優遇措置が受けられるというメリットがあります。

福田重勝推進委員  
鯉沼慶主査

具体的にどれくらい優遇されますか。

農地を売った方の譲渡所得が800万円まで特別控除されます。農地を買った方は不動産取得税の課税標準額が3分の1控除されます。また、登記の時の登録免許税が1000分の10に軽減されることなどです。

福田重勝推進委員  
鯉沼慶主査  
福田絹江議長

手続きはどこで行うのですか。

実際には市の農業公社で手続きを行っています。

ほかにご質問等はございませんか。

（「なし。」との声あり）

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決に入りたいと思います。

議案第35号は、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よりまして、議案第35号は、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

日程第13、議案第36号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（鯉沼慶主査挙手）

はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査

議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議を求められています。総会資料は15ページから19ページとなります。件数は7件で、面積合計は、23筆で4万4千392平方メートルとなります。「設定をする者（貸し人）」、「設定を受ける者（借り人）」の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

説明が終わりました。ここで神山会長職務代理者に議長を交代いたします。

(議長交代)

神山隆治職務代理者

はじめに貸借権設定、総会資料16ページ3番、17ページ4番、19ページ7番について審議いたします。

農業委員会等に関する法律、第31条第1項「議事参与の制限」の規定により4番、福田絹江委員の退席を求めます。

(福田絹江農業委員退席 午後5時8分)

神山隆治職務代理者

ご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第36号のうち、貸借権設定の3番、4番、7番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして3番、4番、7番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

神山隆治職務代理者

福田絹江委員に着席を許可いたします。

(福田絹江委員着席 午後5時9分)

神山隆治職務代理者

ここで議長を交代いたします。

(議長交代)

福田絹江議長

次に貸借権設定、総会資料18ページ6番について審議いたします。

農業委員会等に関する法律、第31条第1項「議事参与の制限」の規定により9番、高橋久美子委員の退席を求めます。

(高橋久美子農業委員退席 午後5時10分)

福田絹江議長

ご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第36号のうち、貸借権設定の6番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして6番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

高橋久美子委員に着席を許可いたします。

(高橋久美子委員着席 午後5時11分)

福田絹江議長

次に貸借権設定の3番、4番、6番、7番以外の残りの案件について審議いたします。何かご質問がございましたらお受けいたします。

(川村耕一農業委員挙手)

川村耕一農業委員

借賃の欄に金額が入ってないものがありますがどうしてでしょうか。  
(鯉沼慶主査挙手)

鯉沼慶主査  
福田絹江議長

はい、鯉沼主査。  
使用貸借で無償となっています。  
耕作放棄地にならないように管理してくれればいいということです。  
(福田富美男推進委員挙手)

福田富美男推進委員

はい、福田委員。  
直接は関係ないのですが、何年か前にこのような形で貸借しています。1、2回ソバを蒔いたのですが、作れる状態じゃなくて10年たって遊休農地の状態になっていました。条件の良し悪しを見て借りないと遊休農地になってしまうこともありえます。農業委員会としてはどのような考えをもつのか、また、借りた時にきれいな水田だったものを返す時は荒れた状態で返してもいいのか、その辺のところが大変なことです。これから検討したほうがいいと思います。田の状態が乾田か湿田かなど、借りる人も良く考えて借りないと、作らなければ借りる意味がないと思います。

福田絹江議長

農業委員会として決めるというよりは、まず借りた時の状態で返すことなど、当事者同士での約束事を文書化するなど、お互いの了解のもとで貸し借りするのがいいのかなと考えます。

福田富美男推進委員

そのような案件があるということをお委員の方にわかっていただきたいと思えます。

福田絹江議長

貴重な意見をいただいたということで承っておきます。  
(福田重勝推進委員挙手)

福田重勝推進委員

はい、福田委員。  
今の話に関連しますが、3年ほど前に周りから私の所に苦情が来たため農業委員会で対応しました。今年もすでに苦情がきています。もう少し待つように言ってあります。今回も農業委員会で対応するのかわかりませんが。  
(川村耕一委員挙手)

福田絹江議長  
川村耕一農業委員  
福田重勝推進委員

はい、川村委員。  
前回はどうしたのですか。  
農業委員会で耕作者に話をして耕作者の方が草を刈ってくれました。  
(小池毅農業委員挙手)

福田絹江議長  
小池毅農業委員

はい、小池委員。  
総会の議案から少しはずれているような気がしますので、議事の審議が終わってから話をしてはどうでしょうか。

福田絹江議長

上程されている案件が終了してから、追加がありましたら協議したいと思えます。それでは質疑を終結し採決いたします。議案第36号の貸借権設定の3番、4番、6番、7番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第36号の貸借権設定の3番、4番、6番、7番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

日程第14、議案第37号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
(福田貴子主幹挙手)

福田貴子主幹

はい、福田主幹。  
議案第37号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」ご説明いたします。総会資料20ページから22ページになります。これは農水省より農

業委員会による最適化活動の推進等についてガイドラインが示され、今年度より、毎年度、農業委員会において「成果目標」及び「活動目標」を定め、翌年度の5月までに、総会において、活動の実施状況及び目標の達成状況について点検評価し、6月末までにインターネット等で公表することが義務付けられたことにより設定するものです。なお、最適化活動は、従来通り、国から支給される農地利用最適化交付金、いわゆる報酬上乘せ分を算定する基となっているものです。まず、20ページは「農業委員会の状況」ですので説明を省略させていただきます。まず、「成果目標」ですが21ページをご覧ください。1の(1)に農地の集積とあります。国は80%以上の集積率の設定を想定しておりますが、農林水産省経営局農地政策課長通知によると、農業委員会が地域の実情に応じて弾力的に設定できるものとする規定されております。日光市の目標は、10年後の令和13年度に45%達成となっており、これを段階的に達成するための必要なパーセントを10年で割り毎年0.27%の増加、今年度は前年度末の42.3%プラス0.27%、計42.6%を目標としました。また新規集積面積100ヘクタールですが、過年度実績及び3年度計画を基に100ヘクタールとしています。ただし、これはあくまで担い手への新集積規面積ですので、ここに記載はされておりませんが、減少面積を82ヘクタールと想定し、差し引き18ヘクタールとなります。ゆえに前年度末面積2千291ヘクタール+18ヘクタール=今年度末2千309ヘクタールとなります。

次に(2)の遊休農地の解消ですが、現状は、1号遊休農地面積56ヘクタール、うち緑区分22ヘクタール、黄色区分34ヘクタールであります。目標であります。緑区分は令和4年度から8年度の5年間で以分の一ずつ解消とガイドラインにあるため、22ヘクタールを5年で割り4.4ヘクタールとしています。また黄色区分は、遊休農地調査が8月なので、7月までに、関係機関と協議するとしています。なお、前年度の新規発生緑区分はございません。次に22ページをご覧ください。(3)新規参入の促進とあります。現状ですが、元年度・2年度がゼロ、3年度は2経営体です。目標ですが、ガイドラインに平成28年度から30年度までの権利移転・設定の行われた平均農地面積の1割以上とありますので、平均214ヘクタールの1割の21.4ヘクタールとしています。次に活動目標です。2最適化活動の活動目標(1)に日数目標がありますが、交付金交付の最低日数条件である、年間平均月6日以上としています。人数は委員の方全員であります。次に(2)活動強化月間ですが、ガイドラインに示してあります年間3回としました。その下の時期や項目ですが上から説明いたします。7月農地の集積、集積の担い手会議、7月に下板橋で会議開催予定ですので、こちらを記載しました。1月、遊休農地の解消、利用意向調査回収、年末より少し前に調査票を配布するのですが、年明けに未回収者への催促を行うということで1月としています。2月、新規参入の促進、手法の打合・法人化の推進・集落営農化ということで時期は農閑期のラストである2月としています。また(3)相談会への参加目標ですが、ガイドラインに委員1名参加と示してありますので回数1回、参加者1名としています。相談会の二ラ栽培研修体験会ですが、農林課主催のものであり、時期・場所は未定とのこと。以上です。

福田 絹江 議長

説明が終わりました。ご質問はございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決に入りたいと思います。

議案第37号は、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よりまして、議案第37号は、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。  
これをもちまして、令和4年5月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後5時38分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

5 番 委 員

6 番 委 員